

◎新潟県告示第573号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成24年4月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 加入区の名称 加茂湖加入区
- 2 区域 佐渡市秋津、潟端、新穂潟上の区域